

東 社 協 人 セ 448 号
平成 29 年 8 月 1 日

社会福祉法人協議会 会員 様

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
事務局長 小 林 秀 樹
(印章略)

平成 29 年度第 2 回「福祉人材確保ネットワーク事業」への参加のお願い (新規参加法人及び既に参加いただいている法人へのご案内)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、福祉施設における人材確保がますます困難になっている中、東京都福祉人材センター（以下、「人材センター」という。）では、平成 29 年度第 2 回目の福祉人材確保ネットワーク事業を実施するにあたり、下記のとおり参加のご案内をさせていただくことになりました。

第 2 回目につきましては、平成 30 年 4 月採用及び 29 年 12 月 8 日以降採用分の求人を対象としています。

つきましては、今回の事業への参加についてご検討いただきますようお願い申し上げます。

なお、これまで本事業にご参加いただいている法人につきましても、今回求人を出していただく場合は、「参加申込書」をご提出ください。

記

1 事業の趣旨

都内の社会福祉施設における人材確保がますます困難になっている中、東京都社会福祉協議会（以下、「東社協」という。）では、平成 19 年度より都内の社会福祉法人の参加を得て、「職員合同採用試験」、「採用時合同研修」及び「法人間の人材交流制度」の 3 つを柱とする福祉人材確保ネットワーク事業を開始いたしました。

同ネットワーク事業には、現在、199 法人にご登録いただいています。ネットワークを活かした人材確保と育成に取り組み、平成 29 年度第 1 回は、60 名がネットワークパスポート（2 年間有効）を取得しました。また、平成 28 年度は 132 名の方がネットワークパスポートを取得し、44 名の方がネットワークに参加する法人に採用されています。

2 目的

法人間のネットワーク及び養成校との連携により次の取組みを行います。

- (1) 福祉人材の掘り起こしを行う
- (2) 福祉人材の確保、育成、定着及び人材交流を促進する
- (3) 福祉の職場及び仕事について広く社会に広報する
- (4) 福祉職場の勤務条件及び運営内容の向上に資する
- (5) 魅力ある福祉職場づくりをすすめる

3 実施主体

社会福祉法人東京都社会福祉協議会 東京都福祉人材センター

4 協力

社会福祉法人東京都社会福祉協議会 社会福祉法人協議会（各施設部会）
日本介護福祉士養成施設協会東京部会

5 運営

福祉人材確保ネットワーク事業運営委員会

6 実施内容及びスケジュール（予定）

第2回 期間：平成29年8月上旬～平成29年12月中旬

実施内容	日 程
① 参加法人の募集案内(本案内通知)	8月1日(火)
② 求職者エントリー開始	8月1日(火)
③ 法人からの応募締め切り	8月16日(水)
④ 東社協ホームページでの求人票の公開	9月4日(月)
⑤ 求職者エントリー締め切り	9月19日(火)
⑥ 合同採用試験の実施(試験内容は小論文などを予定)	10月1日(日) 午前
⑦ 法人による合同説明会の開催	10月1日(日) 午後
⑧ 合格者へのネットワークパスポートの発行	10月6日(金)
⑨ 面接(実習選考)の申し込み期間	10月10日(火) ～10月16日(月)
⑩ 法人による面接(実習選考)の実施(この際、東社協からエントリーシート・小論文・適性試験結果を提供します)	10月11日(水) ～11月16日(木)
⑪ 面接(実習選考)結果を東社協へ連絡	11月17日(金)
⑫ 東社協から合格者へ面接(実習選考)結果を連絡	11月21日(火)～11月24日(金)
⑬ 合格者の意思を受けての調整	11月27日(月)～11月30日(木)
⑭ 法人から採用内定者への通知	12月8日(金)

7 参加対象

都内で社会福祉事業・介護保険事業を実施し、参加条件を満たす社会福祉法人等

8 参加条件

別紙1「平成29年度福祉人材ネットワーク事業参加条件」のとおり

9 求人の対象

(1) 雇用形態について

求人の対象は、原則として正規職員（雇用期間の定めのない常勤職員）です。また、正規職員と同じ勤務時間の非正規職員（有期雇用の職員）についても対象に含めます。

※ 短時間勤務の非正規職員の確保については、人材センターの地域密着相談面接会などにおいて取り組んでいきます。

(2) 職種について

すべての職種（ただし、職種によりエントリーがない場合もあります。予めご了承ください。）

10 法人間人材交流制度について

ネットワークに参加する法人の間で、本事業で採用された職員が採用されてから3年経過後に転籍や在籍出向の希望を出すことができるシステムです。平成23年度よりスタートしました。これにより、職員のキャリアアップ、モラルの向上及び都内の福祉領域全体としての職員の定着化（他業界・他領域への転出防止効果）を図ることをめざします。

11 参加いただくにあたっての留意事項

- (1) 参加申込みにあたっては、別紙1の参加条件をクリアしている必要があります。条件について確認のための資料添付は求めませんが、求人票との整合性等について東京都福祉人材センターから状況をお尋ねすることがありますのでご承知おきください。
- (2) 参加申込み多数の場合は、サービス種別等を勘案して参加法人の調整をさせていただく場合があります。
- (3) 今回(第2回)の募集は、平成30年4月採用及び平成29年12月8日以降に採用を予定している求人が対象です。
- (4) 参加法人には、ネットワーク参加についての協定書を東社協と締結していただきます。協定書締結後に辞退することは原則としてできません。
- (5) 本事業によっても採用計画どおりに採用ができない場合もあることをご承知おきください。
- (6) ネットワークに参加されつつ法人独自で求人を行うことも可能ですが、ネットワーク事業で内定された方は必ず採用いただく必要があります。
- (7) 求職者への合同説明会や面接(実習選考)にご協力をいただきます。
- (8) 小論文については合同採用試験で実施した結果を東京都福祉人材センターから各法人に提供いたしますので各法人の面接(実習選考)の際に再度実施することは控えてください。
- (9) 採用後の採用時合同研修や交流研修に本事業で採用した職員を参加させていただきます。
- (10) 採用された職員の採用後の法人間人材交流にご協力をいただきます。

12 協定の締結

参加法人と東社協の間で、別紙2「協定書」のとおり締結させていただきます。

※協定書は参加決定後に提出いただきます。今回の参加申込にあたって、提出の必要はありません。

13 参加申込み方法

- (1) 「参加申込書」により8月25日(金)までに人材センターへFAXにてお申込みください。
※「参加申込書」は過去の参加の有無にかかわらず、必ずご提出ください。
- (2) 参加決定後、各法人宛てに『福祉業界合同採用試験参加法人の手引』をお送りします。
手引に基づき、求人票等の書類を提出していただくことになります。

14 本件についての問い合わせ先

東京都福祉人材センター人材情報室「福祉人材確保ネットワーク事業係」

〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター7階

TEL: 03-5211-2860

FAX: 03-5211-1494

E-mail: network@tcsw.tvac.or.jp

平成 29 年度福祉人材確保ネットワーク事業参加条件

1 勤務条件や運営内容の向上を本事業の参加条件に設定する趣旨

本事業においては、東京都内で経営実績がある法人が参加するにあたって勤務条件や運営内容の向上について参加条件を設定させていただいています。これは、福祉職場の人材確保が困難になっている中で、都内の福祉施設等が一致協力して勤務条件や運営内容の向上に取組み、東京の福祉職場を魅力あるものにしていくことが求められていると考えられるからです。

また、本事業を通じて魅力ある職場づくりを目指していることを、福祉の仕事につくことを希望している方々に対して、強くアピールしていきたいと考えています。

2 平成 29 年度の参加条件について

昨年度と同様、「勤務条件」、「運営内容」について設定します。

3 「勤務条件」について

(1)給与制度、(2)退職金制度及び(3)その他の勤務条件について定めることとします。

(1) 給与制度について

福祉人材確保ネットワーク事業で採用する職員の給与が、東社協が平成 29 年 1 月に発行した『平成 28 年度版：民間社会福祉施設における新たな人事給与制度の策定に向けた考え方』の給与制度の標準的な例示に基づき、「平成 29 年度版東社協参考給料表」を適用した水準におおむね準拠していることとします。おおむね準拠とは、上記の水準の 90%以上を満たしていることとします。

具体的に就職後 1 年間、5 年目 1 年間の場合で例示すると、次のようになります。

二年制短大・専門学校卒業で介護職員・保育士として就職のケースでは、

- ・ 就職後 1 年間の年間総給与が、2, 917, 000 円
(×90% = 2, 625, 000 円)
- ・ 5 年目 1 年間の年間総給与が、3, 617, 000 円
(×90% = 3, 255, 000 円)

となります。

《注》上記額には地域手当(以前の調整手当)と賞与を含みます。他の手当(通勤手当、住宅手当、扶養手当、夜勤手当など)は含みません。

なお、東社協が 25 年 8 月から 11 月にかけて実施した調査では、介護職員のケースにおける都内の東社協参考給料表によらない施設の平均値は

- ・ 就職後 1 年間の年間総給与が、2, 863, 000 円
- ・ 5 年目 1 年間の年間総給与が、3, 321, 000 円

となっていますので、この水準も一つの目安になります。

おおむね準拠とは、上記の水準の 90%以上を満たしていることとします。

なお、勤務時間が正規職員と同じである非正規(有期契約)職員については、上記の水準の 70%以上であることとします。

(2) 退職金制度について

福祉人材確保ネットワーク事業で採用する職員の退職金が、次のいずれかの条件を満たしていることとします。

- ・福祉医療機構又は東社協従事者共済会のいずれかに加入していること。
- ・中退共のみに加入の場合は掛金月額 5,000 円以上に加入していること。
- ・独自の退職金制度の場合、及びその他の制度加入の場合は、前記の給付水準に達していること。

※前記の給付水準については次を参考にしてください。

		福祉医療機構 基礎額（ケース） 5 年目 205,000 円 10 年目 250,000 円	東社協従事者共済会 本俸例 5 年目 233,800 円 10 年目 279,000 円	中小企業退職共済 掛金月額 5,000 円
給付	加入期間 5 年	535,050 円	590,400 円	304,100 円
	加入期間 10 年	1,305,000 円	1,355,800 円	632,800 円

* 東社協従事者共済会の掛け金には本人負担分があります。

* 福祉医療機構の給付については、改正社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づいています。

(3) その他の勤務条件について

労働基準法等の各種法令を遵守していること。

2 「運営内容」について

(1) 東京都の福祉サービス第三者評価事業の受審等及び(2)コンプライアンスの重視について定めることとします。

(1) 東京都の福祉サービス第三者評価事業の受審等について

- ① 法人の各施設が、東京都の福祉サービス第三者評価事業や利用者に対する調査等を適切に実施していること（平成 28 年度において民間社会福祉施設サービス推進費補助及び特養経営支援事業補助の減額事由に該当していないこと）。
- ② 法人の各施設が、財務情報等の内容の公表を民間社会福祉施設サービス推進費補助及び特養経営支援事業補助の所定の様式により行っていること。
- ③ 法人の各施設が、指導検査の指摘等により民間社会福祉施設サービス推進費補助及び特養経営支援事業補助の交付停止を受けていないこと。

※民間社会福祉施設サービス推進費補助及び特養経営支援事業補助対象外施設については上記①～③の内容に準じて評価の受診等を実施していること。

(2) コンプライアンスの重視について

法人として苦情解決規程や情報公開規程を整備するなど法令遵守に取り組んでいること。

協 定 書 （見本）

東京都社会福祉協議会（以下、東社協）と参加法人は、都内社会福祉法人「福祉人材確保ネットワーク事業」における合同採用試験、採用時合同研修・交流研修及び法人間人材交流等の実施について、次のとおり協定を締結する。

1 合同採用試験の実施について

- (1) 合同採用試験の実施について東社協の役割は、次のとおりとする。
 - ① 合同採用試験を実施すること。
 - ② 合同採用試験の合格者にネットワークパスポートを発行すること。
 - ③ 合同説明会を実施すること。
 - ④ 各法人が行う面接・実習選考のエントリーを取りまとめ、各法人に連絡すること。
あわせてエントリーした者の合同採用試験の結果等を各法人に提供すること。
 - ⑤ 各法人からの面接・実習選考の合格通知を受けた者に対して法人への就職の意思を確認するなどの調整を行った上でその結果を法人に連絡すること。
- (2) 合同採用試験の実施について参加法人の役割は、次のとおりとする。
 - ① 東社協が行う合同説明会に協力すること。
 - ② 面接・実習選考を実施すること。
 - ③ 面接・実習選考の可否の結果を東社協に通知すること。
 - ④ 東社協が行う調整の結果、東社協から就職の意思がある旨の通知を受けた者と連絡を取り、雇用契約を締結すること。
- (3) 以上のほか、東社協と参加法人は、相互に協力して合同採用試験の円滑な運営に努めることとする。

2 求人の登録について

- (1) 参加法人は、東社協が定める所定の様式により、求人票を東社協に提出することとする。
- (2) 東社協は、合同採用試験参加法人一覧と求人票一覧を作成し、受験を希望する者に情報提供することとする。

3 退職の報告について

- (1) 参加法人は、合同採用試験により雇用した職員が退職した場合は、東社協に速やかに報告するものとする。

4 採用者に対する採用時合同研修・交流研修の実施について

- (1) 東社協は、採用者に対して福祉職の基本的姿勢や働く上で必要なスキル及び東京の福祉全般についての基礎研修を採用時合同研修として実施することとする。
- (2) 東社協は、採用後一定年数が経過した職員に対し、組織の中で中堅職員として果たすべき役割や今後の自己啓発の必要性を改めて学ぶ場として、交流研修を実施することとする。
- (3) 参加法人は、採用者を上記の研修に参加させることとする。

5 人材交流の実施について

- (1) 参加法人は、合同採用試験により当法人に採用された者が人材交流制度により他の法人への転籍又は在籍出向を希望し、東社協がこれを受けて転籍又は在籍出向の調整を行う場合は、これに協力することとする。
- (2) 参加法人は、上記のほか、法人間において職員間の転籍又は在籍出向について東社協が調整を行う場合は、これに協力することとする。
- (3) なお、人材交流制度実施の詳細については、「福祉人材確保ネットワーク事業人材交流制度実施要綱」に定めるものとする。

6 参加条件及び留意事項の遵守

- (1) 参加法人は、合同採用試験に参加するにあたって東社協が法人に示した勤務条件や運営内容についての参加条件や留意事項を遵守するものとする。

7 個人情報の適切な管理

- (1) 東社協と参加法人は、合同採用試験実施に際して収集した個人情報については、これを適切に管理、保護し、目的外に使用したり第三者に提供してはならない。

8 その他

- (1) 本協定に定めのない事項及び解釈に疑義を生じた事項については、東社協と参加法人が協議の上決定するものとする。
- (2) 本協定の締結期間は、4月1日から次年度の3月31日までとし、1月31日までに申し出のない限り協定を更新することとする。以後、その例による。
- (3) 本協定の締結および更新により本ネットワークに参加している場合において、職員採用の予定がない場合は合同採用試験に参加しなくても差し支えないこととする。
- (4) 法人間人材交流制度により法人が職員を出向させている場合および職員の出向を受け入れている場合は、その期間中は協定を更新しなければならない。

本協定書を2通作成し、東社協及び参加法人が1部ずつ保存することとする。

平成29年 月 日

社会福祉法人
東京都社会福祉協議会

会長 青山 伸

